宝寿荘デイサービスセンター

介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業

（介護予防通所介護相当サービス）　運営規程

第1章　事業の目的と運営の方針

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人宝寿会が設置経営する宝寿荘デイサービスセンター（以下、「事業者」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下、「通所型サービス」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要支援状態等の利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とします。

（運営の方針）

第２条　事業者は、関係法令等の主旨に従って利用者の意思及び人格を尊重し、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

２　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

（事業の運営）

第３条　サービスの提供にあたっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとします。

（事業所の名称及び所在地等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

　　一　名　称　宝寿荘デイサービスセンター

　　二　所在地　岩手県花巻市石鳥谷町上口一丁目3番地3

第2章　従業者の職種、員数及び職務の内容

（従業者の職種・員数及び職務）

第５条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

　　一　管理者　　　　　１人（常勤）

　　　　　　事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

　　二　生活相談員　１名以上（常勤）

　　　　　　利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たします。

　　三　看護職員　1名以上

　　　　　　検温、血圧測定等を行うほか、利用者のサービス計画に基づく看護を行います。

　　四　介護職員　2名以上

　　　　　　利用者のサービス計画に基づく介護を行います。

　　五　機能訓練指導員　1名以上（看護職員兼務）

　　　　　　利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行います。

第3章　営業日及び営業時間と定員

（営業日及び営業時間等）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

　　一　営業日　　月曜日から金曜日までとします。ただし、12月29日から1月3日までを除きます。

　　二　営業時間　午前8時30分から午後5時30分までとします。

　　三　サービス提供時間　午前9時30分から午後4時40分までとします。

ただし、送迎時間を含みません。

（利用者の定員）

第７条　事業所の利用定員は、１日20名とします。

第4章　同意と契約

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第８条　事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

（受給資格等の確認）

第９条　事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認することができます。

第5章　サービスの提供

（通所型サービスの内容）

第10条　通所型サービスの内容は、次のとおりとします。

　（１）日常生活上の援助

　　　　　日常生活動作能力に応じて、必要な支援・援助を行います。

　　　　　　　ア　排泄の支援・介助

　　　　　　　イ　移動・移乗の支援・介助

　　　　　　　ウ　整容の支援・介助

　　　　　　　エ　養護（休養）

　　　　　　　オ　その他必要な身体介護の支援・介助

　（２）健康状態の確認

　（３）機能訓練サービス

　　　　　利用者の日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティ・サービス）を提供します。

　　　　　　ア　日常生活動作に関する訓練

　　　　　　イ　レクリェーション（アクティビティ・サービス）

　　　　　　ウ　グループワーク

　　　　　　エ　行事的活動

　　　　　　オ　体操

　　　　　　カ　趣味活動

　　　　　　キ　外出支援

　（４）送迎サービス

　　　　　身体の状況、地理的条件等により送迎を希望する方について専用車両により送迎を行います。また必要により車両への昇降及び移動の介助を行います。

　（５）入浴サービス

　　　　　居宅において入浴が困難な方等、希望する利用者に入浴サービスを提供します。

　　　　○入浴形態

　　　　　　　ア　一般浴槽による入浴

　　　　　　　イ　特殊浴槽入浴

　　　　　　　ウ　シャワー浴、清拭

　　　　○支援の種類（必要に応じて行う）

　　　　　　　ア　衣類着脱

　　　　　　　イ　洗髪、洗身

　　　　　　　ウ　その他必要な支援

　（６）食事サービス

　　　　　　　ア　食事前後の身辺支援（手洗い、含嗽等）

　　　　　　　イ　食事摂取の支援

　　　　　　　ウ　服薬の支援

　　　　　　　エ　口腔ケア

　　　　　　　オ　その他必要な食事の支援（見守り等）

　（７）相談、助言等に関すること

　　　　　利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談、助言を行います。

　　　　　　　ア　日常生活動作に関する訓練の相談、助言

　　　　　　　イ　福祉用具の利用方法の相談、助言

　　　　　　　ウ　様々な支援に関する情報の提供

　　　　　　　エ　その他必要な相談、助言

（通所型サービスの取り扱い方針）

第11条　事業者は、可能なかぎりその居宅において、要支援状態の維持、もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

２　通所型サービスを提供するにあたっては、利用者の心身の状況等について把握するともに、サービス内容の確認を行います。

３　事業者は、通所型サービスを提供するにあたっては、そのサービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

４　事業者は、通所型サービスを提供するにあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

５　事業者は、通所型サービスを提供するにあたって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

６　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、サービス計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

（通常の事業の実施地域）

第12条　通常の事業の実施地域は、次のとおりとします。

　　（１）花巻市　紫波町　盛岡市

（利用料及びその他の費用等）

第13条　通所型サービスを提供した場合の利用料の額は、各保険者が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとします。

２　事業者は、前項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

　（１）利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して通所型サービスを行う場合、その地域が厚生労働大臣が定める中山間地域であるときは、利用料金に1回につき５％の割増料金が加算されます。

（２）食　　費　　食事1回につき　　　重要事項説明書記載のとおり

（３）おむつ代　　　　　　　　　　　　重要事項説明書記載のとおり

（４）前各号に掲げるものの他、サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用　　　　　　　　　　　　　　　　　実費

３　前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得ます。また併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けます。

４　利用料の支払いは、現金により指定期日までに受けます。

（利用料の変更等）

第14条　事業者は、関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

２　事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第6章　留意事項

（衛生保持）

第15条　利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

（禁止行為）

第16条　利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

　　一　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

　　二　けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

　　三　事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

　　四　指定した場所以外で火気を用いること。

　　五　故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

（利用者に関する市町村への通知）

第17条　利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

　　一　正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。

　　二　偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第7章　従業者の服務規程と質の確保

（従業者の服務規程）

第18条　事業者及び従業者は、関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務にあたっては、常に以下の事項に留意します。

　　一　利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇する。

　　二　常に健康に留意し、明朗な態度を心掛ける。

　　三　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

（衛生管理及び感染症対策）

第19条　事業者は、利用者と施設の衛生管理に努めるとともに、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に係る措置を講じます。

　　一　事業者は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に（おおむね6か月に1回以上）開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

　　二　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

　　三　事業所は、職員に対し感染症の世御能及びまん延の防止のための及び訓練を定期的に（年1回以上）実施する。

（虐待の防止）

第20条　事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。

　　一　虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

　　二　虐待の防止のための指針を整備する。

　　三　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

　　四　上記の措置を適切に実施するための担当者を置く。

（従業者の質の確保）

第21条　事業者は、従業者の資質向上を図るため、その研修の機会を確保します。

２　事業者は、利用者に対する支援に直接携わる従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものします。

（個人情報の保護）

第22条　事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

２　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

３　事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

４　事業者は、個人情報保護法に則り個人情報を使用する場合、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

５　事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第8章　緊急時等における対応方法

（緊急時の対応）

第23条　従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医またはあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

（事故発生時の対応）

第24条　事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努め、その対応について協議します。

２　事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

（非常災害対策）

第25条　事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

２　非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、災害時における関係機関への通報及び連携体制を整備し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、定期的に避難訓練を行います。

３　事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めます。

（業務継続計画の策定等）

第26条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第9章　その他

（地域との連携）

第27条　事業所の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

（勤務体制等）

第28条　事業者は、利用者に対して適切な通所型サービスを提供できるよう、従業者の体制を定めます。

２　利用者に対するサービスの提供は、従業者が行います。ただし、利用者へのサービスに直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

３　従業者の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けます。

　　　（１）採用時研修　　　採用後一ヵ月以内

　　　（２）階層別研修　　　随時

（記録の整備）

第29条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

２　事業者は、利用者に対する通所型サービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとします。

（苦情処理）

第30条　事業者は、利用者からの苦情に対し迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

２　事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

３　事業者は、通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して、岩手県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岩手県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

（職場におけるハラスメント）

第31条　事業者は、適切な社会福祉事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

（掲示）

第32条　事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示するものとします。

（協力医療機関等）

第33条　事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めるものとします。

２　事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

（事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供）

第34条　事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1ヶ月前までに、次に掲げる事項を花巻市へ届け出ものとします。

　　　（１）廃止し、又は休止しようとする年月日

　　　（２）廃止し、又は休止しようとする理由

　　　（３）現にサービスを受けている者に対する措置

　　　（４）休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

（その他）

第35条　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は法人の代表者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則　　この規程は、平成29年4月1日から施行するものとする。

附則　　この規程は、令和2年1月1日より施行し、令和元年10月1日から適用する。

附則　　この規程は、理事会の決議の日（令和3年6月12日）から施行し、令和3年6月1日から適用する。

附則　　この規程は、令和6年4月1日から施行する。